令 和　 8年 度

業務設計書（公示用）

業務名：　手稲区防災カルテ作成業務

令和　 8年　 7月　　単価適用

手稲区土木部維持管理課維持係

（　　）	業務名	手稲区防災カルテ作成業務

1．積算金額

区　分		設計金額　（円）
業　務　委　託　費		
内訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

１．概要

防災ｶﾙﾃ点検

・落石・崩壊	N=５箇所
・擁壁	N=４箇所
・盛土	N=１箇所
・防災ｶﾙﾃ修正報告書作成	N=10箇所
・測量業務	一式

２．場所　　札幌市手稲区手稲本町593番地先ほか

３．期間　　契約書に示す着手の日から令和 9年 1月13日までとする。

４．図面　　別添のとおり（図面１枚）

５．仕様書　　・道路防災点検の手引き（豪雨・豪雪等）
・札幌市土木設計業務共通仕様書
・その他業務に関係する仕様書

６．特記仕様書　別添のとおり。

特記仕様書

1．業務の目的

本業務は、『平成8年度道路防災総点検(豪雨・豪雪等)』の安定度調査によって抽出された管理上注意を要する災害の可能性がある箇所(要対策箇所のうち、対策工までに日数を要する箇所、あるいは防災カルテを作成し対応する箇所)の現状を調査し、防災カルテに取りまとめることを目的とする。

2．業務着手日

業務の着手日は令和８年９月16日を想定している。

3．打合せ協議について

本業務では初回、中間、成果納入時の計3回の打ち合わせを予定している。

4．仕様書

防災カルテの作成にあっては平成8年度道路防災総点検要領及び防災カルテ作成・運用要領、その他業務に関係する仕様書によること。

5．資格要件

本業務の現地踏査に従事する者は下記の事項に定める要件を満たしていなければならない。

① 共通資格

「管理技術者」及び「点検技術者」は「道路防災点検技術講習会」を受講した者でなければならない。

② 管理技術者の資格

「管理技術者」とは、業務の履行について技術上の管理を司るもので、受託者(以下乙)が定め委託者(以下甲)に通知したものをいう。

管理技術者は技術士法(昭和32年法律124号)による技術部門の応用理学部、建設部門、農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る)又は林業部門(選択科目を森林土木とするものに限る)に合格した者、もしくは前述と同等の能力を有する者で甲が認めた者。

③ 点検技術者の資格

乙は、点検業務の実務を行なう「点検技術者」を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。変更したときも同様とする。なお、点検技術者は複数通知できるものとする。

点検技術者は地盤工学に関する専門の知識を有し地盤調査に関する業務又は構造物設計に関する業務を大卒にあたっては5年以上、短大・高専卒にあたっては8年以上、高卒にあたっては11年以上を経験した者であること。

6 ．積算資料

本業務の積算にあっては下記資料を用い積算している。

・札幌市設計業務等積算基準

・令和７年度版 国土交通省「設計業務等標準積算基準書・同(参考資料)」

7 ．土地立ち入り等

① 点検を実施する際、点検技術者は甲が発行する身分証明書を常に携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

② 乙は、点検のために第三者の土地に立ち入る場合は、第三者に迷惑をかけてはならない。

③ 点検のため宅地又は垣根、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者の了解を得なければならない。

④ 点検上やむを得ず立木の伐採をする等の必要が生じた場合は、甲乙協議の上実施するものとする。

8 ．貸与資料

・平成8年度道路防災総点検要領及び防災カルテ作成・運用要領

・過年度調査資料

9 ．提出成果品

提出成果品は下記のとおりとする。

① 各点検項目における変状チェックリスト表	2 部
② 各点検項目における防災カルテ	2部
③ 上記成果品の電子データ(CD-R)	1式

10．その他

① 本業務に関する事項および作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。

② 作業上の必要性から、本市が貸与した資料並びにデータ等は全て作業完了と同時に返却しコピー等を受託者が所有してはならない。

③ 本業務調査結果並びに成果品については本市の同意なくして使用してはならない。

④ 本業務内容について不明な点や疑義が生じた場合には監督員と協議すること。

⑤ 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければいけない。

個人情報の取扱いに関する特記事項

（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等・道路維持除雪用）

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）
第１条　受託者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）
第２条　受託者は、個人情報（個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）
第３条　受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。
２　受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
３　受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
４　受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
５　保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
６　従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）
第４条　受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により委託者に報告しなければならない。
２　受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
３　受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）
第５条　受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
２　受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
４　受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（再委託）
第６条　受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
２　受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。
３　受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
(1) 再委託先の名称
(2) 再委託する理由
(3) 再委託して処理する内容
(4) 再委託先において取り扱う情報
(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
４　受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
５　委託者が第２項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
６　委託者が第２項から第４項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
７　前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）
第７条　受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）
第８条　受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
２　受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）
第９条　受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1)　個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
(2)　組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
(3) 従業者の監督を行うこと。
(4)　取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
(5)　アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）
第１０条　受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）
第１１条　受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）
第１２条　受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
２　受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
３　受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
４　受託者は、前３項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
５　受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）
第１３条　受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）
第１４条　委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
２　委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）
第１５条　受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
２　受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
３　委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）
第１６条　委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
２　受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）
第１７条　受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式１】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）

年　　月　　日

（商号又は名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

業務番号：＿＿＿＿＿＿＿＿

業務名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

１　個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をお願いいたします。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記１により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

（総括保護管理者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（保護管理者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　従業者の指定及び監督

(1)　当該業務に従事する従業者を「従業者名簿」にてご提出ください。名簿での提出が難しい場合は、当該業務を担当する部署名又はグループ名等を記入してください。

（部署名又はグループ名等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、各従業者から、当該業務において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴して提出してください。

４　管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄を■とチェックしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施錠装置　　□　有り　　□　無し

その他（　　）

５　セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄を■とチェックしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

□　取り扱うことができる従業者を定めている。

□　セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。

□　施錠できる耐火金庫等に保管している。

□　電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。

□　その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6　事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

７　情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄を■とチェックしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

□　情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用している。

□　複数人で持ち運ぶこととしている。

□　その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【様式５】

個人情報取扱状況報告書

（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等・道路維持除雪用）

年　　月　　日

札幌市長　　様

住　所
会社名
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	

１　当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。

(1) 従業者の指定及び監督（変更なし・変更あり）

(2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり）

(3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり）

(4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり）
　○（発生した場合）事件・事故の状況：

(5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり）
　○（実績ある場合）概要：

(6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用・道路維持除雪用）からの変更（なし・あり）

２　その他特記事項等

■点検個所一覧

管理番号	点検項目	住所	路線名
A002	落石・崩壊	手稲本町	手稲山麓線
A007	落石・崩壊	手稲本町	手稲山麓線
A028	落石・崩壊	西宮の沢5条2丁目	宮の沢高台線
A036	落石・崩壊	富丘6条4丁目	富丘円山線
A037	落石・崩壊	手稲区金山	星置の滝遊歩道（滝見町線）
G001	擁壁	西宮の沢5条2丁目	宮の沢64号線
G003	擁壁	手稲本町5条2丁目	手稲本町5条2丁目4号線
G005	擁壁	金山1条4丁目	国道5号
G006	擁壁	富丘3条1丁目	富丘3条1丁目1号線
F001	盛土	手稲金山	金山線

●測量業務箇所

管理番号	対象箇所	測量項目	業務概要
A037	星置の滝 （滝見町線）	IP設置：0.17ｋｍ	滝見町線法面における既設定点の変位量観測を行う。
F001	金山線	IP設置：0.92ｋｍ	盛土斜面における既設定点の変位量観測を行う。

令和８年度　防災カルテ点検箇所図

凡　例		点検箇所数
落石・崩壊	●	5
擁　　壁	●	4
盛　　土	●	1

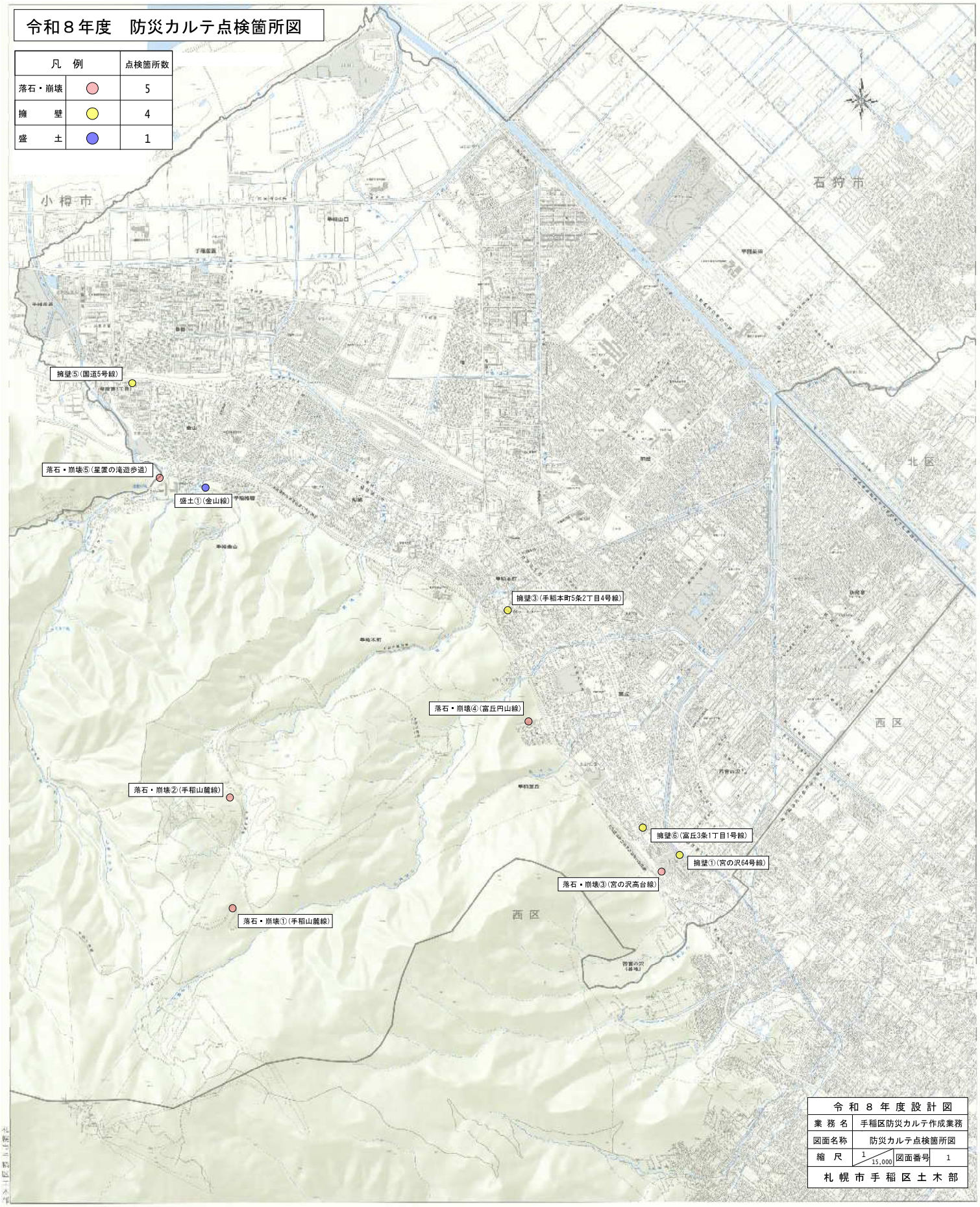

令和８年度設計図			
業務名	手稲区防災カルテ作成業務		
図面名称	防災カルテ点検箇所図		
縮　尺	1/15,000	図面番号	1
札幌市手稲区土木部			

令 和　 ８ 年 度

業務設計書（見積参考）

業務名：　手稲区防災カルテ作成業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積り算定の参考として提示するもので、
契約上、これを拘束するものではありません。

令和　８年　７月　単価適用

手稲区土木部維持管理課維持係

設計総括表（金抜き）

業務番号		業務名	手稲区防災カルテ作成業務	当　　初	業務	測量業務
					項目	応用測量

項目・工種・種別	単位	数量	数量増減	摘要
応用測量	式	1		
路線測量	式	1		
路線測量	式	1		
直接経費	式	1		
直接経費	式	1		
旅費交通費	式	1		
安全費	式	1		
電子成果品作成費	式	1		
直接測量費	式	1		
間接測量費	式	1		
諸経費	式	1		
測量業務価格	式	1		
道路構造物設計	式	1		

設計総括表（金抜き）

業務番号		業務名	手稲区防災カルテ作成業務	当　初	業務	設計業務
					項目	道路構造物設計

項目・工種・種別	単位	数量	数量増減	摘要
道路防災ｶﾙﾃ	式	1		
防災ｶﾙﾃ点検業務	式	1		
打合せ	式	1		
直接経費	式	1		
直接経費	式	1		
旅費交通費	式	1		
電子成果品作成費	式	1		
直接原価	式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価	式	1		
業務原価	式	1		
一般管理費等	式	1		
設計業務価格	式	1		
業務価格	式	1		

設計総括表（金抜き）

業務番号		業務名	手稲区防災カルテ作成業務	当　　初	業務	消費税等相当額
					項目	消費税等相当額

項目・工種・種別	単位	数量	数量増減	摘要
消費税等相当額	式	1		
業務委託料	式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	手稲区防災カルテ作成業務	当　初	業務	測量業務
					項目	応用測量

項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
応用測量		式	1		
路線測量		式	1		
路線測量		式	1		
作業計画		業務	1		単-1号
現地踏査	低山地 森林(+0.6) 0～1000台未満/12時間(±0.0)	km	1		単-2号
伐採：星置の滝	低山地 森林(+0.6) 0～1000台未満/12時間(±0.0)	km	0.1		単-3号
IP設置：星置の滝	低山地 森林(+0.6) 0～1000台未満/12時間(±0.0) 0(-0.1)	km	0.17		単-4号
伐採：金山線	低山地 森林(+0.6) 0～1000台未満/12時間(±0.0)	km	0.1		単-5号
IP設置：金山線	低山地 森林(+0.6) 0～1000台未満/12時間(±0.0) 0(-0.1)	km	0.92		単-6号
直接経費		式	1		
直接経費		式	1		
旅費交通費		式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	手稲区防災カルテ作成業務	当　初	業務	測量業務
					項目	直接経費

項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
旅費交通費(率計上)		式	1		内-1号
安全費		式	1		
安全費(率)		式	1		内-2号
電子成果品作成費		式	1		
電子成果品作成費(測量)		式	1		内-3号
直接測量費		式	1		
間接測量費		式	1		
諸経費		式	1		
測量業務価格		式	1		
道路構造物設計		式	1		
道路防災ｶﾙﾃ		式	1		
防災ｶﾙﾃ点検業務		式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	手稲区防災カルテ作成業務	当　初	業務	設計業務
					項目	道路構造物設計

項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
計画準備		業務	1		単-7号
防災ｶﾙﾃによる点検　落石・崩壊	平地	箇所	5		単-8号
防災ｶﾙﾃによる点検　擁壁		箇所	4		単-9号
防災ｶﾙﾃによる点検　盛土		箇所	1		単-10号
防災ｶﾙﾃ修正報告書作成		箇所	10		単-11号
打合せ		式	1		
打合せ	中間打合せの回数 1回	式	1		内-4号
直接経費		式	1		
直接経費		式	1		
旅費交通費		式	1		
旅費交通費(率計上)		式	1		内-5号
電子成果品作成費		式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	手稲区防災カルテ作成業務	当　初	業務	設計業務
					項目	直接経費

項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
電子成果品作成費		式	1		内-6号
直接原価		式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価		式	1		
業務原価		式	1		
一般管理費等		式	1		
設計業務価格		式	1		
業務価格		式	1		
消費税等相当額		式	1		
業務委託料		式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第　1号内訳書	旅費交通費(率計上)	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2026.07 2026.07 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
旅費交通費率分（測量業務 ）	滞在を伴わない	式	1		内一　7号
合　計					

札幌市

一式当たり内訳書（金抜き）

第　2号内訳書	安全費(率)	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2026.07 2026.07 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
安全費	その他 対象額=[直接測量費(安全費を加える前) -成果検定費等]の額	式	1		内一　8号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　3号内訳書	電子成果品作成費(測量)	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2026.07 2026.07 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
電子成果品作成費(測量)		式	1		内－　9号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　4号内訳書	打合せ	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2026.07 2026.07 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
打合せ	1回	業務	1		単ー　23号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　5号内訳書	旅費交通費(率計上)	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2026.07 2026.07 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
旅費交通費率分（設計業務 ）	滞在を伴わない	式	1		内－　10号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　6号内訳書	電子成果品作成費	単価適用年月	2026.07
		歩掛適用年月	2026.07
		労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
電子成果品作成費	その他設計業務	式	1		内－　11号
合　計					

単－1号

１次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026.07
歩掛適用年月	2026.07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

作業計画		単位	業務	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
作業計画		業務	1	単－　12号
計				
単価				円／業務

単－2号

単価適用年月	2026.07
歩掛適用年月	2026.07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

現地踏査	低山地 森林(+0.6) 0～1000台未満/12時間(±0.0)	単位	km	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
現地踏査	低山地 森林 0～1000台未満/12時間	km	1	単－　13号
計				
単価				円／km

札幌市

単－3号

１次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026.07
歩掛適用年月	2026.07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

伐採：星置の滝	低山地 森林(+0.6) 0～1000台未満/12時間(±0.0)	単位	km	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
伐採	低山地 森林 0～1000台未満/12時間	km	1	単－ 14号
計				
単価				円／km

札幌市

単－4号

１次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026.07
歩掛適用年月	2026.07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

IP設置：星置の滝	低山地 森林(+0.6) 0～1000台未満/12時間(±0.0) 0(-0.1)	単位	km	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
IP設置計算	低山地 森林 0～1000台未満/12時間 0	km	1	単－ 15号
IP設置	低山地 森林 0～1000台未満/12時間 0	km	1	単－ 16号
IP点検整理	低山地 森林 0～1000台未満/12時間 0	km	1	単－ 17号
計				
単価				円／km

札幌市

単－5号

１次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026.07
歩掛適用年月	2026.07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

伐採：金山線	低山地 森林(+0.6) 0～1000台未満/12時間(±0.0)	単位	km	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
伐採	低山地 森林 0～1000台未満/12時間	km	1	単－ 14号
計				
単価				円／km

札幌市

単－6号

１次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026.07
歩掛適用年月	2026.07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

IP設置：金山線	低山地 森林(+0.6) 0～1000台未満/12時間(±0.0) 0(-0.1)	単位	km	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
IP設置計算	低山地 森林 0～1000台未満/12時間 0	km	1	単－ 15号
IP設置	低山地 森林 0～1000台未満/12時間 0	km	1	単－ 16号
IP点検整理	低山地 森林 0～1000台未満/12時間 0	km	1	単－ 17号
計				
単価				円／km

札幌市

単－7号

１次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026.07
歩掛適用年月	2026.07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

計画準備		単位	業務	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
計画準備		業務	1	単－　18号
計				
単価				円／業務

単－8号

単価適用年月	2026.07
歩掛適用年月	2026.07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

防災ｶﾙﾃによる点検　落石・崩壊	平地	単位	箇所	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
落石･崩壊､岩盤崩落､地滑､土石流	平地 事務用品費１％	箇所	1	単－　19号
計				
単価				円／箇所

単－9号

１次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026.07
歩掛適用年月	2026.07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

防災ｶﾙﾃによる点検　擁壁			単位	箇所	数量	1
名称	規格	単位	数量		摘要	
擁壁	事務用品費１％	箇所	1		単－　20号	
計						
単価					円／箇所	

単－10号

単価適用年月	2026.07
歩掛適用年月	2026.07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

防災ｶﾙﾃによる点検　盛土			単位	箇所	数量	1
名称	規格	単位	数量		摘要	
盛土	事務用品費１％	箇所	1		単－　21号	
計						
単価					円／箇所	

単－11号

１次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026.07
歩掛適用年月	2026.07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

防災ｶﾙﾃ修正報告書作成		単位	箇所	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
修正･報告書作成		箇所	1	単－　22号
計				
単価				円／箇所

札幌市